

「岡山市行政手続きオンライン申請サービス調達」に係る質問及び回答

令和3年9月17日

No	文書名等	項番号	質問事項	回答
1	一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項	2(2)	入札保証金について、入札公告共通事項2（2）①に該当するかの確認はどのような手続きで行うのでしょうか。	有資格者名簿に関しては、本市ホームページで確認ください。 ( <a href="https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html">https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html</a> の、「業者検索（有資格者名簿）」リンクから確認できます。） また、後段（「過去3年の間に」以降）の要件については、貴社にて確認ください。
2	一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項	10(4)	当社は、複数の自治体様向けにSaaS製品として展開している自社製品を活用した提案を予定しています。当該製品をご利用いただくにあたっては、ご利用条件を規定した当社標準約款に同意いただく必要があるため、公示で示された契約書案に当該約款を合綴いただく、もしくは、契約書の締結と同時に当該約款に書面同意をいただく等の具体的な契約形式について、落札後に協議させていただきますでしょうか。	契約書に従うことを原則としますが、契約書に明記されていない事項等については、契約時に協議するものとします。
3	仕様書	7(2)②	SaaSでの提供において、現時点で以下の要件の機能が実装されていない場合、汎用的な機能として申請データを廃棄する機能の実現を検討する方針とし、別途協議とすることは可能でしょうか。 「申請データの保存期限の指定ができること。また、保存期限が経過した申請データは自動で廃棄できること。」	申請データの保管期限等の決定については、別途協議するものとします。

4	仕様書	8(1)②	一般的にGoogle Chrome・Safari・Microsoft Edgeにおいては当該ブラウザの機能としてアップデートを促すことが通知されており、当該機能をもって当該要件を満たすこととしてもよろしいでしょうか。（または、申請フォーム中に最新のバージョンであることを確認するよう促す一文を加えることで、当該要件を満たすこととしてもよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。
5	仕様書	8(2)	経済産業省が定める「SaaS向けSLAガイドライン」においては、基幹業務以外のSaaSについてはサービス稼働率99.0%以上であることがモデルケースとして示されており、SaaSでの提供の場合はこれに準拠することとしてもよろしいでしょうか。  SaaS向けSLAガイドライン： <a href="https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/secdoc/contents/downloadfiles/080121saasgl.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/secdoc/contents/downloadfiles/080121saasgl.pdf</a>	「99.9%以上」は誤記であり、「99%以上」が正当です。
6	仕様書	8(6)	指定納付受託者制度への切り替えタイミングについては、令和5年3月31日までの経過措置期間が設けられていると認識しており、具体的な切り替えタイミングは契約後に別途協議させていただきたくありませんでしょうか。（なお、切り替え時には規約や契約の変更も必要になることが想定されるため、月初での切り替えが望ましいと考えています。）	契約後に別途協議するものとします。
7	仕様書	9(2)	申請件数は各自治体様の管理画面から把握が可能であるため、報告書としての提出についてはその可否を含めて契約後に別途協議することは可能でしょうか。	契約後に別途協議するものとします。
8	仕様書	9(5)	他自治体と合同の操作研修会や動画による操作研修などによる対応も可能でしょうか。	日程調整等に支障をきたさない範囲で可能としますが、詳細は契約後に別途協議するものとします。

9	仕様書	13(2)①	<p>仕様書13(1)②に「本業務の遂行に関し知り得た事項について・・・他の目的に利用してはならず」という点に関して、申請データについては、当社の電子申請システムでは、当社のプライバシーポリシーに同意を得た上で申請いただくことを前提としており、各自治体様で策定いただく利用者向けの規約にもその旨を規定いただくことをお願いしております。プライバシーポリシーにおいては、当社が利用者に提供するサービスの利便性向上のため、利用者が作成した書類の保存等の利用目的を定義しており、これらの利用は個人情報の保護に関する法律により認められる範囲での利用であり、目的外利用に当たらないと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律等を順守し、厳重に運用するものに限り利用可能とします。</p>
10	仕様書	13(2)②	<p>「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」8条に「本契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならない」とありますが、申請データについては、当社の電子申請システムでは、当社のプライバシーポリシーに同意を得た上で申請いただくことを前提としており、各自治体様で策定いただく利用者向けの規約にもその旨を規定いただくことをお願いしております。プライバシーポリシーにおいては、当社が利用者に提供するサービスの利便性向上のため、利用者が作成した書類の保存等の利用目的を定義しており、これらの利用は個人情報の保護に関する法律により認められる範囲での利用であり、本条の違反には当たらないと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律等を順守し、厳重に運用するものに限り利用可能とします。</p>

11	仕様書	13(2)②	<p>「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」9条に「複写等の禁止」がありますが、クラウドを利用したシステムのため、ログの保存機能の他、バックアップ等の複製が不可欠な事情がございますので、業務上必要な複製については本条の違反には当たらないと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>業務上必須かつ最小限の範囲に限り可能とします。</p>
12	仕様書	13(3)②	<p>サービス終了時には、貴庁から本システム内のデータへのアクセス権を削除することにより、利用者データの消去要件に対応することとさせていただくことは可能でしょうか。当社では、自社サービスとして、住民に対して申請の控えとして利便性を提供することを目的として（紙による申請であれば控えが残るのに対し、電子申請において控えを確認できないことは利便性を損なうため）、自治体との委託契約終了後も当該目的のため、クラウドシステム上で申請データを保管することとしているためです。なお、個人情報を含む申請データはクラウドシステム上で適切な安全管理措置を実施した上で保管しております。</p>	<p>利用者データの消去要件等については、公文書等の管理に関する法律や岡山市文書取扱規程も参考にした上で、別途協議するものとします。</p>
13	仕様書	13(3)④	<p>ISMAPを取得しているAWSを利用していることをもって、この要件を満たすこととして差し支えないでしょうか。なお、AWSを利用している場合には、下記URLにあるとおり、ディスク廃棄時には、ワイプ処理もしくは消磁処理され、AWSのセキュアゾーンを離れる前に物理的に破壊されることと認識しています。</p> <p><a href="https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/data_disposal/">https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/data_disposal/</a></p>	<p>ISMAPの取得の有無ではなく、AWSの場合は、<a href="https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/data_disposal/">https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/data_disposal/</a>を根拠に、記録媒体の廃棄の仕様を満たすと判断します。</p>